

・事業の目的や内容及び効果
議案第2号 令和3年度函館市港湾事業特別会計補正予算

港町ふ頭コンテナヤード施設運営費増
○維持補修費増
・維持補修の状況

・運営費の内訳
議案第20号 物品の購入契約（リーチスタッカ1台）及び

議案第25号 工事請負契約（港町地区大型クレーン整備工事）

・購入及び工事を行う理由
主な理事者の説明

議案第1号

○サテライトオフィス開設等支援事業費
この事業は、地方でのサテライトオフィス開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援し、地方への新たな人の流れや地方分散型の活力ある地域社会の実現を目指すものである。

内容としては、市内にサテライトオフィスを開発・運営しようとする民間事業者に対して、通信機器の設置等のハード事業やホームページ作成等のソフト事業に対し補助を行う事業、整備を行ったサテライトオフィスを実際に首都圏等の企業に利用してもらおうとお試し利用事業、サテライトオフィス整備後に入居した市外の企業に支援金を支給する進出支援事業などとなっている。

効果としては、首都圏等の企業の呼び水になることや進出した企業と地元企業等との新たなビジネス交流、拠点開設による移住・定住が期待でき、地域経済の活性化に繋がると考えている。

議案第2号

○維持補修費増
港町ふ頭大型クレーンは、月例点検・

年次点検の他、小規模な修繕については、その都度対応しているが、そのような中、油圧ポンプの不具合による故障が発生したため、修繕費の他、復旧するまで代替えのクレーンを手配した委託料を増額補正しようとするものである。

議案第20号 及び 議案第25号
新たに内航コンテナ航路が開設され、貨物取扱量が増加したことから、リーチスタッカは1台を更新し、大型クレーンは2基目を新たに導入することで、故障による荷役の中止を未然に防止する等、貨物の増加に対応できると考えている。

委員間の協議
議案第1号
○サテライトオフィス開設等支援事業費
事業の内容や経済効果について理解でき、国からの補助も活用されることから本事業を進めてもらいたい。

議案第2号
○維持補修費増
クレーンの耐用年数が過ぎていることもあり、このような事態に陥ったということと理解した。

議案第20号 及び 議案第25号
貨物の増加に対応するため、新たな導入が必要であるということがわかった。などの理由で賛成。

民生分科会
議案14件を審査
主な論点・疑問点等

議案第1号 令和3年度函館市一般会計補正予算（民生分科会関係部分）
○女性つながりサポート事業費
・事業の目的および内容
・期待する効果、事業の周知方法

議案第21号 工事請負契約について（七

五郎沢廃棄物最終処分場汚水処理施設回転円板復旧および電気盤更新工事）
・工事の内容および必要性
・随意契約とした理由

議案第1号
○女性つながりサポート事業費
この事業は、コロナ禍で不安を抱える女性への相談支援、居場所づくり、生活用品の提供等の支援により、社会との絆・繋がりの回復を目的としている。

内容としては、コロナ禍で不安を抱える女性を対象とし、①女性センター相談窓口での相談日時の拡充やGスクエア・亀田交流プラザ等での出張相談の実施、②女性センターに交流スペース等を設け、同じ悩みを抱える方向士の交流の場の提供、③女性センター等の相談窓口や公共施設のトイレ等での生活用品の提供、④相談内容やアンケート調査を通じて、女性が抱える不安の状況等の把握、の4つの取組を考えている。

効果としては、相談者の状況に応じた支援に繋げることで、それぞれが抱える不安の解消を図ることや相談・調査を通じて、不安を抱える女性の状況を把握することの他、女性センターの相談機能や、民間団体、関係機関、学校等との連携の強化が期待できるものと考えている。

周知方法としては、事業目的や相談先、アンケート調査のQRコード等を掲載したリーフレットを作成し、公共施設や学校等で配布する他、そのリーフレットと生活用品のセットを相談窓口や公共施設のトイレ等に配置する予定である。

なお、本事業については、相談支援の繋がりが先となる関係部局や関係機関等との連携が図られるよう、また、委託先に

は、業務の内容等について理解を深めてもらい、事業が円滑に進められるよう準備を進めていきたい。

議案第21号
七五郎沢廃棄物最終処分場では、汚水処理施設において、埋立地を浸透した雨水等を廃棄物処理法の排出基準に基づき、公共水域に影響がないよう適正に浄化し放流しており、この浄化設備として、回転円板が設置されている。

汚水処理施設については、最終処分場開設とともに稼働し、当初は回転円板を2系統4基で処理していたが、老朽化に伴い各系統の1基ずつが破損し、現在は残る2基にて処理している。

近年、流入する水質は計画値よりも良好であり、現状の処理においても排出基準を十分満たしているが、今後、流入する水質が変化した場合や現行の2基が故障した場合にも適正処理が可能となるよう、この度の工事を行うものである。

設置工事については、来年の1～2月に行う予定であり、回転円板を搬入するため、建屋の壁等を一時撤去する他、電気盤も老朽化していることから監視装置等の制御盤やプログラムを更新するものである。

浄化設備の定期整備等は、同設備システムを独自開発した会社のメンテナンス部門である本件請負人が担っており、回転円板は、このシステムと密接に連動し、他社製の回転円板では動作保証がないものとなっている。また、今回併せて更新する電気盤は汚水処理に関わる基幹部分で、それぞれの制御システムが複雑に連動しているため、電気盤の設置に当たり、各設備との相互関係を確実に把握している必要があることから、汚水処